

第17期 第33回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年3月24日(金) 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

6番 金城 朝之 委員 ・ 7番 比嘉 強 委員

7 付議すべき案件

報告第 192 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 193 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 194 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 195 号 現況証明願について

報告第 196 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 197 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 198 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 199 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第 95 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 96 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 97 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 98 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 99 号	農地法改正に伴う下限面積要件廃止にかかる別段面積の廃止について
協議第 30 号	農用地区域内の一部用途変更について
協議第 31 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

- 議長 ただいまより第 17 期豊見城市農業委員会第 33 回総会を開会いたします。
- (午後 1 時 30 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りといたします。
本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の金城朝之委員と第 7 番委員の比嘉強委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。
これより報告案件に入ります。初めに、報告第 192 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2、3 ページをお開きください。
報告第 192 号「農地転用後利用状況の報告について」、8 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 192 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 193 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 193 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 193 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 194 号について事務局の説明をお願いいたします。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

報告第194号「転用許可に係る工事の完了報告について」、3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第194号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第195号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の9ページをお開きください。

報告第195号「現況証明願について」、5件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第195号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第196号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の11ページをお開きください。

報告第196号「農地法許可申請の取下げ願について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第196号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第197号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の13ページをお開きください。

報告第197号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、1件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第197号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 198 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 15 ページをお開きください。

報告第 198 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、7 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 198 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 199 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 17 ページをお開きください。

報告第 199 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、4 件ありました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 199 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。當間委員。

4 番委員

4 番の方は、一番右の解約の理由が賃借人ほかの畑を購入したためというのは、これは借りていた以外の畑を買ったからという意味ですか。これは借りていた畑を買ったということですか。

議長

では事務局。

事務局

賃借人が市外の別の畑を購入したため、今回解約したという理由になります。

4 番委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 95 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお

願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 19 ページお開きください。

議案第 95 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、2 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。申請のありました豊見城市宇座安 243 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきましては、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市宇田頭 157 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある農地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、高安委員から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 5 年 3 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 95 号について 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

してから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

では整理番号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号2番については許可することに決定しました。

次に、議案第96号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の25ページをお開きください。

議案第96号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号1番につきまして、31ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は豊見城市字瀬長60番6、61番9。転用目的は一般住宅。転用者を事業継承者へ変更するという内容になっております。当該申請につきましては、各判断基準に該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えます。

議案第96号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第96号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。當間委員。

4番委員 理由があつたら少し特殊な感じがしますけれども、何かあつたんでしょうか。

事務局 議案書25ページお願いします。変更理由については、記載のとおりとなっております。こういった理由からここにお住まいになると、ちょっと個人情報流出とかですね、そういったところにつながるという理由からも本人はちょっとこちらの計画を断念して、別の方に譲るという内容になっております。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんでしょうか。

休憩取ります。

休憩 午後1時45分

再開 午後 1 時 45 分

議長

再開いたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

では質疑なしと認めます。これで採決します。

議案第 96 号については、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 96 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

休憩取ります。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 1 時 47 分

議長

再開いたします。

次に議案第 97 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 97 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市宇饒波 1128 番。転用目的は貸資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、饒波地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha 未満の農地となっています。現場は作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題はないと考えられます。

議案第 97 号について、説明は以上です。

議長

議案第 97 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 1 時 49 分

再開 午後 1 時 50 分

議長

再開します。

次に、議案第 98 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 40 ページをお開きください。議案第 98 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 60 番 6、61 番 9。転用目的は一般住宅。議案第 96 号で事業計画変更承認申請と関連するものです。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 2 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 525 番 2。転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、相当数の街区を形成している区域にある農地と

なっています。現場は作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 98 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 98 号は 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 99 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 99 号について説明いたします。

議案書の 52 ページお開きください。

議案第 99 号「農地法改正に伴う下限面積要件廃止にかかる別段面積の廃止について」について、説明します。

下限面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定される農地法第 3 条許可の要件の一つであり、北海道では 2 ha、都府県では 50 a とされているところですが、農業委員会が農地法施行規則第 17 条の基準に従い、市町村の全部または一部の区域の範囲内で別段面積を定め、公示したときは別段面積が下

段面積となります。

豊見城市農業委員会は平成21年12月15日付の告示により別段面積を30aと
しています。

今回、農地法改正に伴い、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件が削除さ
れることから、別段面積もその効力も失われることとなりますので、農地の権
利取得予定者等の誤解を招かないよう公示を廃止する手続を行います。

以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第99号につい
ては委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたし
ます。當間委員。

4番委員 これは下限廃止ということなんですけれども、これまでも30aに満たない面積
を借りて畑にしようという方がいたんですが、3条ではできないから利用権設
定をしてということで進めてきたと思うんですけれども、そういうことをしな
いでそのまま例えば10a、20aの畑の方でも3条でやってくださいとできる
ということですよ。

事務局 そうですね。下限面積が廃止されたので、面積が30aなくても3条で許可を受
けることはできます。

4番委員 できるということですね。分かりました。続けていいですか。

事務局 はい。

4番委員 私、相談を受けたことが前あって、お兄さんが畑をやっている。弟は畑をやっ
ていないけれども畑を持っている。お兄さんはいわゆる小作でやっているから
農業委員会を通していないということで、弟から畑を譲り受けることができな
かった。これはどうにかならないかという相談を受けたことがあったんですよ。
このケースは、ではもうそのまま今できるはずだと答えられるんですかね。

議長 お願いします。

事務局 そうですよ。3条の下限面積廃止については、所有権移転についても対象に
なるので、今おっしゃられたケースにおいても、3条許可が出る可能性があります。
ただほかの要件がありますので、例えば常時従事150日以上農業してい

ることとか、ほかの要件はそのままあるので、そういった部分は通常今までどおり審査する形になります。

議長 分かりました。ありがとうございます。
ほかにいらっしゃいませんか。聞きたいんじゃないですかね。
よろしいですか。

4番委員 ほかにないんですか。

議長 はい。

4番委員 このなくなったことによっては、私、農業委員会で今までやっていたものがなくなる。もしくは今までやってなかったものが、また別で何か増えるというのがあるんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 これは全国のほうでもちょっと議論がある内容ではあるんですけども、下限面積が廃止されることによって、例えば今常時従事 150 日しているかどうか。絶対にこの方が農業をできる方なのか。技術的にあとは人数とかですね。この面積ができるのかというところを農業委員会のほうで判断する形になるかと思えます。例えばそういった技術とかが、少しちょっと不安がある方とか、農業をされるかどうかというのが、不安な方とかという方の申請もこれから増えてくると思いますので、そこら辺は農業委員会さんのほうで判断する形になると思えます。

議長、休憩。

議長 休憩を取ります。

休憩 午後 1 時 59 分
再開 午後 2 時 05 分

議長 再開します。
ほかに質疑はもうありませんか。

議長 以上で質疑を終結します。
これより採決します。

議案第 99 号については、提案理由のとおり平成 21 年 12 月 15 日付で公示した農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積を廃止することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 99 号については、平成 21 年 12 月 15 日付で公示した農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積を廃止することに決定しました。

では次に、協議第 30 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

農林水産課 農用地区域内の一部用途変更について。農林水産課の宮城と申します。よろしく申し上げます。

今回、令和 5 年 3 月 10 日付で、農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。

農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申出（軽微な変更）が必要となっております。

議案書 55 ページをお開きください。

申請場所は、字保栄茂牛川原 562 番 2。面積は 112 ㎡のうち 35 ㎡です。目的は農機具格納庫 2 施設（農業用倉庫・トラクタ置場）として、利用されています。また、議案書 60 ページに現況写真を載せてありますが、當間氏はそのような変更手続があることを知らずに設置・利用していたため、始末書を提出してもらい、今後は申請漏れのないように指導しております。

今回、申請内容については、農業用施設用地に該当すること、周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認し、農林水産課としては適当であると考えております。説明は以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

事務局 先ほどちょっと事務局の説明していないです。主管課の説明に入ったんですけども、議案書の 56 ページをちょっとご覧くださいね。こちらがまず市長から農業委員会会長宛の用途変更について、協議の文書となっています。本来、事務局がこれをちょっと説明をしてしかるべき説明をしての話なんですけれど

も、ちょっと飛ばしてしまったのでそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

よろしくお願ひいたします。

では協議第 30 号について説明が終わりました。

協議第 30 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願ひいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 30 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 30 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

次に協議第 31 号について審議します。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局

それでは議案書の 61 ページをご覧ください。

協議第 31 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」でございます。このページにつきましては、令和 5 年 3 月 15 日付、豊経建農第 957 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求める内容でございます。

ページをめくっていただきまして、62 ページをご覧ください。こちらが豊経建農第 957 号令和 5 年 3 月 15 日付の豊見城市長より農業委員会会長宛の農用地利用集積計画の作成に係る意見決定についての照会の文書となっております。

隣のページ 63 ページが農用地利用集積計画(案)となっております。3 件ございまして、この詳しい詳細の内容については、主管課から説明をします。よろしくお願ひします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、大城です。よろしくお願ひします。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 3 件ございますので、説明したいと思ひます。資料の 64 ページをお願ひします。R4-12 の貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 333 番 2、1,539 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 10 年となっております。

資料の 66 ページをお願ひします。次に R4-13 についてですが、貸し手及び借

り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は饒波 788 番 2、2,065 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 9 年 9 月 15 日となっております。

資料の 68 ページをお願いします。次に R4-14 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂 1229 番、935 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 20 年となっております。説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。協議第 31 号について説明が終わりました。協議第 31 号について 1 件ずつ審議します。

はじめに、番号 R4-12 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-12 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R4-12 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

次に、番号 R4-13 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-13 について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R4-13 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

次に、番号 R4-14 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-14 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号R4-14については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和5年3月24日（金）

午後2時15分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

6番委員

金城 朝之

7番委員

比嘉 強